

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
DV相談窓口		
内閣府 男女共同参画局 DV相談ナビ	0570-0-55210	/
<p>(概要) 配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています(電話番号案内サービス)。 受付時間 24時間</p>		
法務省 女性の人権 ホットライン	0570-070-810 (全国共通番号)	最寄りの法務局・地方 法務局につながります。 (注)
<p>(相談概要) 夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラメント、ストーカーなどどんなことでも相談してください。 女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。 受付時間 平日8:30～17:15(祝祭日及び年末年始除く) (注)群馬県で電話された場合は、前橋地方法務局につながります。</p>		
群馬県女性相談センター	027-261-4466	/
<p>(相談概要) パートナーからの暴力で悩んでいる方や人間関係や生活上の事などでお悩みの女性の方は、お気軽にお電話下さい。 相談は無料です(通話料は自己負担となります)。 秘密は固く守ります。 受付時間(年末年始を除く) 平日9:00～20:00 土・日・祝日 13:00～17:00 (面接相談は事前に申込みが必要です。) 弁護士によるDV法律電話相談(事前に申込みが必要です) 水曜日 13:00～14:30</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
男性DV被害者相談電話	027-263-0459	/
<p>(相談概要)</p> <p>平成27年3月内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」報告書によると、これまで配偶者からの暴力被害を受けたことがあると回答した女性の割合は23.7%であるのに対し、男性も16.6%の人が配偶者からの暴力被害経験があり、少なくありません。</p> <p>「これってDVかも」と思ったら、一人で悩まずに相談してください。専門の相談員がお受けし、秘密は固く守ります。</p> <p>※女性の方は、女性相談センターの相談窓口をご利用ください。</p> <p>受付時間（年末年始を除く） 毎月第2・4水曜 14:00～16:00</p>		
前橋市DV電話相談	027-898-6524	/
<p>(相談概要)</p> <p>配偶者やパートナーから暴力を受けたときは、ひとりで悩まずに、まずは相談してください。女性相談員が相談から被害者の保護・自立までをきめ細かく支援します。状況に応じて関係機関と連携し、各種支援の情報提供をします。</p> <p>相談についてはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。</p> <p>受付時間（祝日及び年末年始を除く） 平日9:00～17:00 (面接相談をご希望の場合は事前に申込みが必要です。)</p>		
高崎市DV電話相談	027-310-0256	/
<p>(相談概要)</p> <p>DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても、決して許されるものではありません。</p> <p>もし、あなたがパートナーや恋人から、心ない言葉で傷つけられたり、暴力を受けるなどして恐怖を感じることもあるのなら、ひとりで我慢しないで相談してください。</p> <p>受付時間（祝日及び年末年始を除く） 平日9:00～17:00</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
安中市DV電話 相談	027-329-6646	/
<p>(相談概要) 専門の女性相談員が対応しますので安心してお電話ください。相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。 受付時間 (祝日及び年末年始を除く) 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 9:00～16:00</p>		
大泉町DV電話 相談	0276-20-3988	/
<p>(相談概要) DV (ドメスティック・バイオレンス) 被害者に対する身近な相談窓口として、専門の相談員による相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。秘密は堅く守ります。 受付時間 (国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く) 平日 9:00～12:00、13:00～17:00</p>		
ハラメント問題の相談窓口		
群馬労働局 ハラメント対応 特別相談窓口	027-896-4739	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 群馬労働局雇用環境・ 均等室
<p>(相談概要) セクシュルハラメントを始めとするハラメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください。」「私はいやです」と、あなたの意思を伝えましょう。我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うことになります。 受付時間 平日8:30～17:15 (祝祭日を除く) 開設期間 〔例年、7月～12月に設置〕</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬労働局 「総合労働相談 コーナー」	027-896-4739 (群馬労働局) ほか	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 群馬労働局雇用環境・ 均等室 ほか
<p>(相談概要)</p> <p>群馬労働局及び管内労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」では、労働条件、男女均等取扱い、いじめ・いやがらせ、職場環境等を含め、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からのご相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしております。</p> <p>どこに相談すればいいかわからないときや、相談内容が複数の分野にまたがるときなど、お困りの方は、「総合労働相談コーナー」に遠慮なくご相談ください。</p> <p>ただし、集団的労使紛争に関わる事案、裁判所で係争中または民事調停もしくは和解手続き中の事案についてはお取り扱いできません。</p> <p>受付時間 平日9:30～17:00（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）（桐生コーナー9:00～16:30、沼田コーナー9:15～16:45）</p> <p>電話番号 027-896-4677（群馬労働局総合労働相談コーナー） 027-322-4661（高崎総合労働相談コーナー） 027-896-3062（前橋総合労働相談コーナー） 0270-25-3363（伊勢崎総合労働相談コーナー） 0277-44-3523（桐生総合労働相談コーナー） 0276-45-9920（太田総合労働相談コーナー） 0278-23-0323（沼田総合労働相談コーナー） 0274-22-1418（藤岡総合労働相談コーナー） 0279-75-3034（中之条総合労働相談コーナー）</p> <p>（注）労働基準監督署の所在地・管轄区域は、297ページから298ページをご確認ください。</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬労働局 セクシュアルハ ラスメント等によ る労災請求の相談 窓口	027-896-4738 (予約受付電話)	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 群馬労働局労働基準部 労災補償課
<p>(相談概要)</p> <p>職場のセクシュアルハラメント等の相談については、他人に知られたいと考え精神障害を発病したご本人であっても、労災請求やその相談を控えることもあると思われます。</p> <p>そこで、ご本人の心情に十分配慮した上で労災請求の相談ができるよう、群馬労働局に精神障害専門調査員(精神保健福祉士：女性)による相談窓口を設置しておりますのでご利用ください。</p> <p>ご相談は個室で対応しプライバシーは保護されますので、ご安心ください。</p> <p>相談時間 毎月第 1、2、3、4 水曜日(祝祭日を除く) 13:00 ~ 16:00</p> <p>※相談日・時間は変わる場合もあります。なお、ご相談は予約制となりますので、必ず事前にお問い合わせください(予約受付時間 平日 8:30~17:15(祝祭日を除く))。</p> <p>また、労災保険の請求書の提出先は、所属する事業場を管轄する労働基準監督署となります。</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 ぐんま県民労働 相談センター	0120-54-6010 (共通受付電話)	最寄りの県民労働相談センターにつながります。(注)
<p>(相談概要)</p> <p>県民労働相談センターでは、労働条件、解雇、賃金不払いなど、労働問題に対する労働者及び使用者からの相談に応じています。センターには専門の相談員がおり、問題解決のためのアドバイスを行います。</p> <p>相談無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。</p> <p>受付時間 平日9:00~17:15(祝祭日を除く)</p> <p>(注) 3県民労働相談センター別の場所・所管区域は、次のとおりです。</p> <p>群馬県庁産業労働部労働政策課 (前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎13階南側 :027-226-3402(直通)) [所管区域: 前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬭恋村、中之条町、長野原町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)、佐波郡(玉村町)]</p> <p>高崎行政県税事務所 (高崎市台町4-3 群馬県高崎合同庁舎1階 :027-322-4681(直通)) [所管区域: 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)]</p> <p>太田行政県税事務所 (太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎1階 :0276-32-2215(直通)) [所管区域: 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)]</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
虐待防止のための相談窓口		
群馬県 中央児童相談所	027-261-1000 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町360-1
<p>(概要)</p> <p>18歳未満の子どもの相談であれば何でもお受けします。 児童福祉司による助言指導、児童心理司による心理判定のほか、相談内容に応じて、一時保護や里親委託・施設入所、心理・医学診断や言語訓練を行います。 来所相談をご希望の場合は、あらかじめ電話でご連絡ください。</p> <p>1 養護相談 事情により子どもを育てることができない、子どもが虐待を受けている、里親について</p> <p>2 障害相談 知的発達、運動発達の遅れについて、自閉症、ADHD、LDなど発達障害について、きこえ・吃音・言葉の遅れについて</p> <p>3 非行相談 嘘をつく、金品を盗む、傷害を起こした</p> <p>4 育成相談 家庭内暴力やひきこもりなど、性格行動について、登校（園）しぶり・不登校について、育児、しつけについて 〔所管区域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡（玉村町）〕 (注) 群馬県内唯一の一時収容施設を有する。</p>		
こどもホットライン24	0120-783-884 (一般電話) 027-263-1100 (携帯電話)	/
<p>(概要)</p> <p>子育てでお悩みのことはありませんか？ 18歳未満の子どもに関することであれば何でもご相談ください。 24時間いつでも大丈夫！ FAX (027-261-7333) や電子メール (chuuji@pref.gunma.lg.jp) での相談も受け付けています。 ・本文には、「氏名」「お住まいの市町村」「電話番号」をなるべくご記入ください。 ・受信後、回答までに数日かかることもありますので、ご了承ください。</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 中央児童相談所 北部支所	0279-20-1010 (代表)	〒377-0027 渋川市金井394 渋川保健福祉事務所内
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：沼田市、渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）、吾妻郡（東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町）、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）〕</p>		
群馬県 西部児童相談所	027-322-2498 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町6
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）〕</p>		
群馬県 東部児童相談所	0276-31-3721 (代表)	〒373-0033 太田市西本町41-34
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）〕</p>		

—

—